

「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案の概要」に関する意見書

2023年（令和5年）12月22日

日本弁護士連合会

1 意見の趣旨

2023年（令和5年）11月24日に公表された「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案の概要」に賛成する。

2 意見の理由

当連合会においては、これまで、指定公証人の業務のうち定款認証にかかる手続のオンライン化（テレビ会議等による定款認証）のための省令改正について、以下のとおり、賛成の意見を述べてきた。

- (1) 2018年（平成30年）1月18日付「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に関する意見書」
- (2) 2020年（令和2年）4月9日付「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案」

これらの改正は、いずれも、手続のオンライン化の促進による会社設立手続の迅速化のためのものであったところ、今回の改正案の概要も、同省令第9条8項において、指定公証人が認証を付与する際に記録媒体によらなければならない点を改正するものとしており、会社設立手続の迅速化に資するものであると考える。この点は、これまでの当連合会の意見に沿ったものであるといえる。

さらに、指定公証人等が記録を保存する際や、情報を嘱託人に提供する際などにも、クラウド等の最新の情報通信技術を活用することができるよう省令を改正することとしており、指定公証人や嘱託人において利便性が高まることが期待される。

また、クラウド等の最新の情報通信技術の利用が、磁気ディスクによる情報保存等よりも安全性の面で特に劣っているということはないものといえ、クラウド等の利用を可能とすることで特段の弊害が認められるものではないと考える。

よって、当連合会として、上記のとおり、意見を述べる。